

医療法人 讃生会 訪問リハビリテーション しらかば

訪問リハビリテーションサービス事業運営規程

第1条 (事業の目的)

要介護又は要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の回復、生活機能の維持又は向上を図ることを目的とする。

第2条 (運営の方針)

- (1) 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- (3) 訪問リハビリの実施にあたっては、居宅介護支援事業者や地域包括支援センター、保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

第3条 (事業所の名称等)

事業行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 医療法人 讃生会 訪問リハビリテーション事業所 しらかば
- (2) 所在地 網走市字潮見 153 番地 1

第4条 (従業者の職種、員数及び職務内容)

事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

	常勤	非常勤	計	資格等
医師	1人以上	人	1人以上	医師
理学療法士	2人以上	人	2人以上	理学療法士
言語聴覚士	1人以上	人	1人以上	言語聴覚士

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の維持回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

第5条 (営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日・営業時間

平 日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 20 分
土曜日、日曜日、国民の祝日、8 月 15 日（盆休み）、年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）は休業

また、緊急時等は病院代表に連絡下されれば待機体制にて対応しております。

(2) 連絡先

(電話)	0152-61-0101
(FAX)	0152-61-0066

第6条 (指定訪問リハビリテーションの内容)

指定訪問リハビリテーション[指定介護予防訪問リハビリテーション]の内容は、次のとおりとする。

(1) 訪問リハビリテーション[介護予防訪問リハビリテーション]

- ① 指定訪問リハビリテーション[指定介護予防訪問リハビリテーション]は、通院が困難な利用者に対して、計画的な医学的管理を行なっている医師の指示に基づき、心身の機能回復を図るため、リハビリテーションの目標と具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション[介護予防訪問リハビリテーション]計画書を作成するとともに、訪問リハビリテーション[介護予防訪問リハビリテーション]計画の療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、指導又は説明を行うとともに、適切なりハビリテーションを提供する。
- ② 理学療法士又は作業療法士、言語聴覚士は、訪問日、提供したリハビリテーション内容等を診療録に記載する。

第7条 (指定訪問リハビリテーションの利用料等)

- (1) 訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるとき、その1割～3割の支払いを受けるものとさせていただきます。サービス利用の翌月15日頃までに請求書を送付させていただきます。現金でお支払の場合は月末までに網走記念病院会計窓口でお支払ください。口座引落の場合は27日に指定の口座から引き落としさせていただきます。※介護保険の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合がございます。その場合は、一旦利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行致しますので、これをお住まいの市区町村にご提出の上、差額の払い戻しを受けて下さい。
- (2) その他の費用として、サービス提供の為に利用者の居宅において使用する水道、電気、ガス、電話等の費用は利用者負担となります。また、サービス提供記録の複写物を必要とする場合には、一部につき30円の実費を頂きます。

複写物の交付	実費料金 30円
--------	----------

通常の事業の実施地域を超えてサービスの提供を行った場合の交通費については、通常の訪問実施地域を超える場合、一律500円を交通費として頂きます。

移動手段	負担していただく交通費
自動車	(※1) 通常の訪問実施地域外の場合 一律 500円

(※1) 通常の訪問実施地域：網走市内

第8条 (緊急時、事故発生時等における対応方法及び損害責任について)

利用者に対するサービス提供によって事故等が生じた場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。また、その際の状況及び処置等を記録し、2年間保存します。事業者は利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、誠実に対応します。

- (1) 本事業所は、サービス提供に伴って、当該事業所のサービス従事者の責めに帰すべき事由により、利用者又はその家族等介護者の生命、身体、財産及び名誉に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害を賠償します。
- (2) 利用者又はその家族等介護者は、利用者又はその家族等介護者の責めに帰すべき事由により、訪問リハビリテーション事業所のサービス従事者の生命、身体、財産及び名誉に損害を及ぼした場合は、相当範囲内においてその損害賠償を請求させていただきます。

第9条 (守秘義務)

- (1) 本事業所及びサービス従事者は、訪問リハビリテーションを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 本事業所は、利用者に係る居宅介護支援事業者との連携を図るなど、正当な理由により利用者又は家族の個人情報をを用いる場合には、事前に重要事項説明書・個人情報提供同意書・利用契約書により同意を得るものとし、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しません。

第10条 (苦情処理)

当事業所が提供するサービスについて、苦情がございましたら次の窓口までご遠慮なくお申し出下さい。

受付窓口	当事業所に対する苦情やご相談は下記の窓口でお受け致しております。 ○苦情相談窓口（担当者） 柴田 豪人 ○受付時間 月～金曜日 8：30～17：20
------	--

尚、行政の機関は次の通りです。

網走市介護福祉課	(〒093-8555) 網走市南5条東1丁目 電話 0152-44-6111
国保連合会介護保険課	(〒060-0062) 札幌市中央区南2条西14丁目 電話 011-231-5161

第11条 (介護保険法の改正)

国が定める介護給付費（介護報酬）の改定時には、その趣旨に法り、国が示すサービス等に改訂させて頂きます。
訪問リハビリテーション料金体系は、国が定める介護給付費（介護報酬）に準拠するものとします。

第12条 (虐待防止に関する事項)

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じること。
 - ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知する。
 - ② 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施。
 - ③ 虐待防止のための指針を整備。
 - ④ 利用者及びその家族から苦情処理体制の整備。
 - ⑤ その他虐待防止のために必要な措置。
 - ⑥ 以上に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (2) 事業所はサービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第13条 (衛生管理等)

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 訪問スタッフ等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

第14条（業務継続計画作成等）

- (1)事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2)事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (3)事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第15条（その他運営に関する留意事項）

- (1) 社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備します。
- (2) 事業所のやむをえない都合や担当者の病気等による正当な理由により、休業、又はサービスの提供曜日の振り替え・時間の変更をさせて頂く事があります。その場合には、事前に利用者の了解を得るようにします。

（付則）

この規程は平成30年10月1日から施行する。

この規程は平成31年1月1日から改訂する。

この規程は令和2年4月1日から改訂する。

この規程は令和2年8月24日から改訂する。

この規程は令和3年10月1日から改訂する。

この規程は令和5年4月10日から改訂する。

この規程は令和5年12月27日から改訂する。

この規程は令和6年6月1日から改訂する。

この規程は令和8年4月1日から改訂する。

この規程は令和8年7月1日から改訂する。